

平成 2 5 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会  
会 議 録

6 月臨時会  
( 6 月 28 日 )

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 1 号〉

平成 25 年 6 月

## 彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 6 月 28 日 (金)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	1
議場に出席した事務局職員	1
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名 (1 番 木村修君、3 番 川添武史君)	3
会期の決定	3
議案第 5 号上程 (管理者提案説明)	3
議案第 5 号 (質疑・討論)	6
<b>5 番 山内善男君 質問</b>	6
議案第 5 号に反対し、給与削減はしない	6
山田総務課長 答弁	6
疋田事務局長 答弁	7
<b>5 番 山内善男君 再質問</b>	9
山田総務課長 答弁	9
5 番 山内善男君 反対討論 (議案第 5 号)	10
議案第 5 号 (採決)	11
閉会	11
付録	
全員協議会 (平成 25 年 6 月 28 日)	15

# 6月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録（第1号）

平成25年6月28日（金）

---

## 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第5号上程（管理者提案説明）

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第5号上程（管理者提案説明）
  - 議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与の特例に関する条例案
- 日程追加 議案第5号（質疑・討論・採決）

---

## 会議に出席した議員（15名）

1番 木村 修 君	11番 田中 滋 康 君
3番 川添 武 史 君	12番 本田 秀 樹 君
4番 西山 勝 君	13番 八木 嘉 之 君
5番 山内 善 男 君	14番 辻 真理子 さん
6番 西澤 伸 明 君	16番 安澤 勝 君
7番 深田 治 夫 君	17番 嶋中 まさ子 さん
9番 小川 喜三郎 君	19番 北村 收 君
10番 上杉 正 敏 君	

---

## 会議に欠席した議員（4名）

2番 渡辺 史 郎 君	15番 安居 正 倫 君
8番 中島 幸 子 さん	18番 外川 善 正 君

---

## 議場に出席した事務局職員

事務局 長	疋	田	武	美
事務局 次長	山	田	禎	夫
事務局 主幹	山	岸	将	郎
書 記	小	寄	智	彦
書 記	高	橋		大
書 記	寺	西	宜	久

---

### 会議に出席した説明員

管 理 者	大久保	貴	君	副管理者代理	村	西	康	弘	君	
副 管 理 者	北 川	豊	昭	君	事 務 局 長	疋	田	武	美	君
副 管 理 者	久 保	久	良	君	総 務 課 長	山	田	禎	夫	君
副管理者代理	宇 野	一	雄	君						

## 午後 2 時 06 分開会

○議長（北村收君） それでは、ただいまから平成 25 年 6 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、15 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 25 年 6 月臨時会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 議席の指定

○議長（北村收君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の「議席の指定」を行います。

議席は、ただ今ご着席の議席といたします。

---

### 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（北村收君） 次に、日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1 番木村修君、2 番渡辺史郎君が欠席のため、3 番川添武史君を指名いたします。

---

### 日程第 3 会期の決定

○議長（北村收君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

---

### 日程第 4 議案第 5 号上程（管理者提案説明）

○議長（北村收君） 次に、日程第 4、議案第 5 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与の特例に関する条例案を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局書記朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大久保貴君） ただいま上程いたしました議案第 5 号は、議案目録の 1 ページから 2 ページ、また、議案の概要の新設条例概要書の 1 ページから 9 ページに添付してございますが、当組合職員の給与の特例に関する条例案につきましては、その概要をご説明いたします。

本条例は、国家公務員の給与減額支給措置に伴いまして、国から、平成 25 年度における地方公務員の給与について、国の給与減額支給措置を踏まえて、必要な措置を講じるよう要請がなされましたことを受けまして、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における、本組合の一般職員の一般職の職員の

給与の支給額を彦根市に準じて減額するため、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与の特例に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては事務局から説明をさせますのでよろしくお願いたします。

○議長（北村收君）続いて、事務局からの詳細説明を求めます。

○総務課長（山田禎夫君）議長。

○議長（北村收君）総務課長。

○総務課長（山田禎夫君）総務課長の山田です。

今回の組合議会臨時会に提案させていただきます議案は、議案第5号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与の特例に関する条例案でございます。

6月25日の当組合議会全員協議会で事前説明をお聞きになられました議員各位におかれましては、重複するかも知れませんが、説明に入らせていただきます。

まず、この条例の制定経過につきまして説明いたします。

議案の概要の1ページをお開きいただきたいと思っております。新設条例概要書の左側でございます。左部分の制定根拠法令および制定趣旨にございますように、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が施行され、国家公務員の給与減額支給措置が平成24年4月1日から施行

されているところでございます。また、平成25年1月24日には、「公務員の給与改定に関する取扱い等について」が閣議決定されまして、その閣議決定に基づき総務大臣から平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて各地方公共団体においても国に準じて必要な措置を講じるよう要請がされたところでございます。

当組合では、組合採用のプロパー職員の一般職の給与制度、運用などにつきましては、彦根市に準じておりますことから、彦根市において給与減額措置がされれば、同様に取り扱うことと6月3日に開催いたしました、当組合の決定機関でございます管理者会議で決定されたところでございます。

その後、彦根市では、特例条例を制定して、給与減額措置を講じることとされ、6月市議会定例会に追加議案として提出され6月26日に議決されたところでございます。

そのことを受けまして、当組合におきまして彦根市に準じて給与減額措置を講じる条例案を提案するものでございます。

それでは、詳細について説明をさせていただきますので、議案目録の1ページをお開き願いたいと思っております。

それでは条項ごとに、説明をさせていただきます。

第1条は、給与に関する特例について定めるものでございます。来る7月1日から平成26年3月31日までの特例期間において、現業職を除きまして一般職員の給与を減額するものでございます。同条第1項は、給料の減額でございます。支給減額率が行政職給料表で2級以下が、100分の3.7、3級から6級までが100分の6.7で、彦根市と同じ率でございます。同条第2項は、各手当の減額でございます。扶養手当、通勤手当、住居手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当は減額にはなりません。第1号では、管理職手当につきまして100分の10の減額でございます。第2号では、地域手当について、給料の減額率に応じた減額でございます。第3号につきましても、すでに規定され運用されております休職者の取扱いについて、今回の給与減額について適用するものでございます。アにつきましても、公務災害による休職者の給与減額でございます。第1条第1項による給料の減額および第1号の管理職手当、第2号の地域手当の減額措置を受けることになるというものでございます。続きまして、イにつきましても、結核性疾患や心身の故障での休職者の給与減額でございます。第1条第1

項で減額される給料と、第2号で減額される地域手当を、それぞれさらに、100分の80に減額する措置の規定でございます。ウにつきましても、刑事事件で起訴された場合には、第1条第1項で減額になった給料および同条第2項第2号で減額になった地域手当については、さらに100分の60に減額をする措置の規定でございます。第3項につきましても、時間外勤務手当、休日勤務手当および給与の減額にかかる勤務1時間当たりの給与額は、この特例条例により減額された給与月額およびこれに対する地域手当を基に算出されることを規定しているものでございます。続きまして、第4項につきましても、行政職給料表6級の職員で、55歳以上の職員に対しましては、減額された給料や地域手当から、さらに100分の1.5を減額することを規定するものでございます。続きまして、第2条でございます。第2条は、育児休業等に関する条例の特例については、彦根市の育児休業等に関する条例の特例の例によると規定するもので、彦根市の例によれば、部分休業をしている職員の給与の減額に係る勤務しない1時間当たりの単価は、特例条例第1条第3項により減額となるものでございます。続きまして、第3条につきましても、勤務時間、休暇等に関する条例の特例は、彦根

市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例の例によるものと規定するものでございます。介護休暇について、勤務しない1時間についての減額に係る1時間当たりの単価についても特例条例の第1条第3項により減額となるものでございます。続きまして、第4条につきましては、給与減額する金額に1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てにする端数計算を規定するものでございます。付則といたしまして、この条例は、平成25年7月1日から施行するものでございます。以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（北村收君）** それではこれより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。

5番、山内善男君。

**○5番（山内善男君）** 条例の第5号に反対をして給与削減はしないという立場で、質疑をさせていただきます。

1つ目ですが、削減原案が実施されたときの行政組合での全体の労働者の削減額はいくらなんでしょうか。

**○総務課長（山田禎夫君）** 議長。

**○議長（北村收君）** 総務課長。

**○総務課長（山田禎夫君）** お答えさせていただきますと思います。

今回の特例条例が対象となりますのは、当組合採用の一般行政職員の5名でございまして、削減案が実施されたときに行政組合での削減額につきましては、77万8千円でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（北村收君）** 5番。

**○5番（山内善男君）** 2点目です。全体の金額が77万8千円、対象は5人ということでした。これを月別の削減額に直すと平均ではどれぐらいになるのでしょうか。

**○総務課長（山田禎夫君）** 議長。

**○議長（北村收君）** 総務課長。

**○総務課長（山田禎夫君）** お答えいたします。

1人あたりの月別削減額の平均につきましては、1万7千円でございます。

**○議長（北村收君）** 5番。

**○5番（山内善男君）** それでは3点目です。彦根市および傘下の町においても国からの交付税が当然削減をされている中で、彦根市は彦根市議会に対して削減の提案があつてそれは通過をいたしました。ところが町の場合は、県下では6町ありますけれど、滋賀県町村会で足並みを揃えて、国は今回交付税を引き下げますがもともと給与の低い時に交付税を引き上げてくれることはない。6月議会には国要望の議案は出さない。交付税減収は困るが減収分は業務改



善などで克服するよう職員は努力してほしいということで、とある町長さんが発言をされて、滋賀県全体として足並みを揃えて町団体としては国の要望には従わないというふうにされたというふうに伝わってきております。

本来賃金決定のルールはやはり当事者間で決定をするということが当然の原則ですし、全国知事会や全国市町会、地方6団体と言われる団体も共同声明を出して、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹に関わる問題であるとして、給与の決定については、国に自主性を犯すことのないよう強く求めるということで表明をされているところだというふうに考えます。

だからそういう大きな原則の上を立てば、今回のこの条例案というのは本来出てこないはずだというふうに思います。

特に町団体では、そのように国の決定に従わないとされて、本来大きな筋で賃金を決定していこうということで改めて表明をされているところですし、市でも湖南市議会では、26日に議会として給与削減案を否決をするということもありましたし、大津市では今もって労働組合との協議が整わないということで、当局そのものも議会に対して提案もされていないという実態もあるかというふう

に思います。

そういうような大きな原則の上にとって、職員の給与削減をしないという立場が本来のあるべき姿だというふうに思います。

それと、その理由としまして、例えば市町の場合は具体的に国からの交付税が削減をされるわけですけれども、しかし今回行政組合の場合は特に収入がその賃金減額に見合う分が削減をされるということではないかと思うんですけれども、その2点お聞きをしたいというふうに思います。

○事務局長（足田武美君） 議長。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（足田武美君） それでは今の2点につきまして、ご回答させていただきます。

まず、市町の交付税が削減されるが、行政組合はその交付税が交付されていない、収入が削減をされていないのにそれでも削減を行うかという1点目と、そして、賃金決定の当事者の能力のルールに立ち返るべきではないかと、この2点につきましてご回答させていただきます。

まず、第1点目の交付税の関係でございまして、今回の給与削減につきましては、国からの要請によるものでございまして、総務大臣は前回の全員協議会でも申しましたけども、「国、地方を合わせて、日本の再生

のためにそれぞれの役割を果たしていこうではないか。今回は臨時、特例の措置ではありますが、是非とも協力をお願いしたいと要請をしているわけでありませぬ。しかし、それに対してですね、何か具体的なペナルティですとか、そういうものの作業はやっておりませぬ。しかし、その影響がどう出るかというのは、これは私の、今、何も想定しておりませぬが、しかし、国に対してですね、国と地方で一緒になってやりましようという中で、これは是非ご理解いただきたい。」と記者会見で述べておられます。

このように国の強い要請の中、地方公共団体として要請に応えるのは、当然のことと私は理解しております。確かに、組合としましては、直接国から交付税を交付してもらっているわけではございませぬ。しかし、組合の構成をさせていただいている市町におきましては、交付税を交付されており、その交付税算定には本来なら各市町で処理する業務を共同で処理している組合の業務にかかる交付税も市町に算定されております。

このことから、組合は直接交付税が交付されませんが、間接的に影響を受けるものでして、特に組合経費の8割近くを負担していただいている彦根市におきまして給与を減額されるのであれば、彦根市と同じ給与制度で

ある組合としては、当然に彦根市に準ずるべきであると考えているものでございませぬ。

2点目でございませぬ。賃金決定の当事者の能力のルールに立ち返るべきではないかということにお答えいたします。

まず、地方公務員の給与などをどのような原則に基づいて決定するかにつきましては、社会の実情を前提としました立法政策の問題であります。現行の地方公務員法における給与決定としましては、条例主義、職務給および均衡の3原則が規定されております。特に均衡の原則によりまして、地方公務員の給与は「国に準ずる」ことが基本となっております。

今回提案させていただきました条例案の対象となる非現業公務員、一般行政職でございませぬけれども、それらの職員は、労働3権のうち団結権は認められておりますが、団体交渉権と争議権の2つの権利が認められておりませぬ。法整備が行われ、これらの労働基本権が回復したうえで自立的労使関係制度へ移行すれば当事者の能力のルール、労使交渉で給与が決定できるようには思われます。

しかしながら、昨年的人事院の「国家公務員制度改革等に関する方向の骨子」にも記載されてますように、「公務員は、民間企業の労働者のよ

うに利潤の分配を求める立場にはなく、倒産の懸念がない公務の労使交渉においては、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないため、民間の労使交渉のような自主的な決着を期することは難しい」と記載されておりますことから、公務員における当事者の能力のルールで給与決定していくことは、難しいのではないかと考えられます。

何にいたしましても、現行の地方公務員制度、法律では議員が提言されておられる当事者の能力ルールに立ち返ることは困難であると思われまます。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（北村収君） それでは再質疑はありますか。5番。

○5番（山内善男君） 再質問いたします。

1つは労働組合との交渉経過について、お答えいただきたいと思ひます。

やはり1つは、国そのものが人勸なども含めて守らないような状況も一方ではあるし、それから今色々おっしゃいましたけれど、しかし実際ここに参加されている4つの市町のうちの3つは、国からの要請を返上するというふうに言われているわけですし、だからそういう点で言うと、今のお答えはあたらぬのかなというふうに思ひます。

労働組合との交渉の経過について若干説明いただければ。

○総務課長（山田禎夫君） 議長。

○議長（北村収君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） お答えいたします。

労働組合とは5月24日、6月17日、6月24日の3回交渉を行いました。5月24日には労働組合の方からは国と同じ減額措置はしないでほしいという申し出がございまして、その時点では管理者会議でこのことが決定をするので、管理者会議以降再度提示するといったようなことで回答をさせていただきました。

6月3日の管理者会議で、先ほどご説明申し上げましたように、彦根市に準じるといふ決定を受けまして、6月17日に2回目の交渉をもったところでございます。

そこで、当方からは給与減額につきましては、彦根市に準じた減額支給率でお願いしたいと労働組合の方に提示をさせていただいたところでございます。ただし、当組合では現業職の給与が彦根の技能労務職の給与と比較をいたしまして、低い状態にあるといったようなことも勘案していただいて再度協議をしていただけないだろうかといったようなお話でございましたので、それを持ち帰りまして、6月21日に管理者に諮りまして、6月24日の3回目の交渉で

は、現業職につきましては、減額支給率を彦根市の3.7より低い2.7でお願いしたいと労働組合の方に提示いたしましたところ、合意が得られ妥結をしたところでございます。

あわせて、一般職につきましてもこれは彦根市に準じてお願いしたいと組合の方に提示をさせていただきました。止むを得ないということでご協力をいただいたというところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（北村收君）** よろしいか。他に質疑はありませんね。

質疑なしと認めます。以上で議案第5号に対する質疑を終結いたします。

**○議長（北村收君）** これより、討論を行います。

討論はありませんか。

**○議長（北村收君）** 5番。山内議員。

**○5番（山内善男君）** 質疑を通じて結果反対の討論をさせていただきます。

安倍内閣は地方公務員の給与について、今年の7月から国家公務員と同様に削減を実施することを前提に、給与費を削減してまいりました。

1つ目にこの給与費の削減については、緊急防災や減災事業費、地域の元気づくり事業費、全国防災事業費に充当するといったしました。しか

し問題の1つは、国が地方公務員の給与削減を押し付け、地方自治に不当な介入をしていることです。総務省は昨年10月、総務省から各地方公共団体に対して、今回の国家公務員に係る時限的な給与削減措置と同様の措置を要請することや強制することは無いと回答をしていました。これを受けて全国知事会や全国市長会など地方6団体も、削減をすとの総務省からの見解について、共同声明を出して、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹に関わる問題であるとして、給与の決定について、国に自主性を侵すことのないよう強く求めると表明したのは当然のことだと言えます。

2つ目の問題としては、地方公務員の給与削減は医療、福祉、教育労働など、600万人以上にも影響が及ぶと言われていています。すでに400万円もの退職金の削減が国家公務員に強行され、私の地元市であります彦根市でもこれに準じて、退職金の条例、削減の条例案がされたところです。合わせると、その影響は地域経済活性化に悪影響を及ぼすことは必至です。現民間労組や商業団体、商店街からも公務員賃金の引き下げは経済を疲弊させ、民間賃金にも悪影響を与える。不況で大変な時、賃下げでは商売が一層やりにくくなるなどの声が相次いでいるところです。

先ほども言いましたけれども、滋賀県町村会の6町は揃って、減額しない方針を決定をされました。この中の町長さんが、国は今回交付税を引き下げるが、もともと給与の低い時に交付税を引き上げてくれることはない。6月議会には国要望の議案は出さない。交付税減収は困るが、減収分は業務改善などを通して克服するよう職員も努力をしてほしい。このように回答をされ、職員のみなさんも非常に励まされている、このようなお話もあったところです。

今、質疑でお聞きをしましたけれども、労働組合は交渉で妥結をしたというふうにおっしゃいましたけれども、周りの地方自治体の職員給与削減の状況の中で、苦渋の選択をされたのだろうというふうに思います。一人ひとりの労働者としては、とても納得し難いそんな話もお聞きいたしました。

政府がデフレ経済から脱却をして内需を喚起するという今後の経済政策を進める立場に立つなら、生活労働基準の引き下げや、公務員賃金の抑制ではなく、今莫大な利益をため込んでいる大企業や富裕層に応分の負担を求めて、全ての労働者の賃上げや社会保障の充実で内需拡大を図り、景気回復をこそ実現すべき、こういうふうに思います。

そのような立場から国の施策に対

して、きっぱり、県下の6町が、国には従わないというふうに言われたように、この行政組合でも、きっぱりと労働者の賃金を守るという立場に立って、その立場、大原則に立つなら、今回の賃金削減はやめて、本来の賃金の決定のルールをしっかりと守って、現在の賃金を保障することこそ大事だという立場から、議案第5号について反対をする立場から討論をいたしました。以上です。

**○議長（北村収君）** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北村収君）** 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第5号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与の特例に関する条例案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（北村収君）** ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今臨時会に付議されました議案は、全部議了いたしました。

これをもちまして、平成25年6月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。皆様、ご苦勞様でした。

午後 2 時 39 分閉会

会議録署名議員

議	長	北	村	收
議	員	木	村	修
議	員	川	添	武 史